

平成30年4月1日から障がい者を対象に 航路運賃及び路線バス運賃の割引を拡充しています。

佐渡航路島民運賃障がい者割引のご案内

有人国境離島法に基づく国・新潟県の交付金を活用した航路運賃低廉化事業により佐渡航路運賃の島民割引を実施していますが、平成30年4月1日（日）から、新たに島民運賃の障がい者割引を実施していますのでお知らせします。

佐渡航路の島民（障がい者）割引運賃について

（令和2年4月1日時点の燃料油価格変動調整金を含む）

（単位：円）

航路	船種	大人/ 小児	現行運賃 （片道）				R2.4.1～ 設定運賃
			一般	島民	障がい者		島民 障がい者
両津	カーフェリー 2等	大人	2,550	1,630	1,470	⇒	1,010
		小児	1,280	830	740		520
	ジェットフォイル	大人	6,640	3,180	3,520	⇒	1,790
		小児	3,330	1,600	1,770		900
小木	高速フェリー 2等	大人	3,970	2,810	2,190	⇒	1,600
		小児	2,000	1,420	1,110		810

○対象者

佐渡市民（佐渡市に住民登録している方）であり、かつ佐渡汽船株式会社の障がい者運賃割引の対象である身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方

※ 一定の要件に該当する障がい者ととも航路を利用する介護者も対象となります。

○利用方法

乗船券発売窓口にて、以下のものをご提示ください。

【提示するもの】

- ・「しんたいしょうがいしゃてちょう身体障害者手帳」、りょういくてちょう「療育手帳」または「せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう精神障害者保健福祉手帳」
- ・佐渡市民サービスカード

※介護者が割引を受ける場合は、介護者本人の「佐渡市民サービスカード」の提示が必要です。

裏面へつづく

佐渡島内路線バス障がい者割引のご案内

平成 30 年 4 月 1 日（日）から、これまでの障がい者の方に対する市内路線バス割引運賃が一乗車 200 円を超えた場合は、**200 円**を上限に割引を拡充しています。

障がい者割引運賃について

（単位：円）

	現金運賃	障がい者割引運賃		
		現行 （～H30.3.31）		新割引 （H30.4.1～）
市内路線バス 運賃（抜粋）	210	110	⇒	110
	300	150	⇒	150
	410	210	⇒	一律 200 円
	500	250		
	600	300		
	700	350		
	840	420		

※12 歳未満の障がい者の方も一乗車 200 円を上限運賃としてご利用いただけます。
※現金のみ割引制度を拡充するもので、回数券及び定期券は現行と変更ありません。

○対象者

新潟交通佐渡株式会社の障がい者運賃割引の対象である身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方

※ 一定の要件に該当する障がい者とともにも路線バスを利用する介護者も対象となります。

○利用方法

路線バスを利用された際、降車時に乗務員へ以下のものをご提示ください。

【提示するもの】

・「しんたいしょうがいしゃてちょう身体障害者手帳」、「りょういくてちょう療育手帳」または「せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう精神障害者保健福祉手帳」

※写真が貼付された手帳の提示が条件です。